

議案第11号

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 刑法の改正に伴い、罰則における懲役を拘禁刑に改める必要があるので、
本案を提出する。

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。